

## ・・・お申込書・・・

出発日:2018年11月10日(土) カルピジャーニ・ジェラートユニバーシティ in ボローニャ

私は上記の海外旅行に参加する事に同意し、ここに下記各事項を記入のうえ申込致します。

記入日： 月 日

フリガナ				性別	生年月日		
お名前				<input type="checkbox"/> 男  <input type="checkbox"/> 女	西暦19 年 月 日		
パスポート記載 氏名(ローマ字)					( 歳)		
旅券番号							
発行年月日	年 月 日 (有効期限: 年 月 日)			※残存有効期間が90日間必要です。(有効期限:2019年2月16日以降)			
現住所 (フリガナ)	〒 -			電話番号	( ) -		
				FAX	( ) -		
				携帯電話			
				E-mail			
勤務先	会社名			会社名(英名)			
	部署名			部署名(英名)			
	役職			役職(英名)			
	所在地	〒 -					
	TEL			FAX			
	E-mail	*パソコンからのメール受信可能なアドレス					
弊社からの日中 のご連絡先	<input type="checkbox"/> E-mail(個人) <input type="checkbox"/> E-mail(勤務先) <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> ご自宅						
書類送付先	<input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> ご自宅						
渡航中の 国内連絡先	ご住所	〒 -			お名前		
	ご関係				電話番号	( ) -	
1人部屋	<input type="checkbox"/> 希望する *追加料金はございません <input type="checkbox"/> 希望しない *2人部屋ご利用によるご旅行代金の減額は ございません			相部屋希望	様と同室希望		
航空座席の ご希望について	<input type="checkbox"/> 窓側 <input type="checkbox"/> 通路側 ※ご希望に添えない場合がございます。		旅のしおりの 名前記載について		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 ※旅のしおりにご参加いただく皆様の お名前・会社名を記載させていただきます。		
乗継希望	①《往路》	①成田空港までの国内線乗継ぎを <input type="checkbox"/> 希望する( 空港発) <input type="checkbox"/> 希望しない ※別途費用が掛かります。ご希望をお受けしてからのご手配となります。					
	②《復路》	②成田空港からの国内線乗継ぎを <input type="checkbox"/> 希望する( 空港行) <input type="checkbox"/> 希望しない ※別途費用が掛かります。ご希望をお受けしてからのご手配となります。					
旅行保険	<input type="checkbox"/> 加入する ※後日、弊社提携先代理店よりお申込書をご送付いたします。						<input type="checkbox"/> 加入しない

## —FAX 送信先・ご郵送先—

『アマテラス・イタリア』(株)フォルトゥーナ FAX:03-6438-9990  
 〒106-0045 東京都港区麻布十番1-5-29麻布十番レジデンス205  
 東京都知事登録旅行業 3-6067号  
 italia@fortuna.ne.jp

ご旅行条件を必ずお読み下さい。

(契約の申込み) 第5条 当社に受注型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書(以下「申込書」といいます。以下所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。)

2. 当社に通信契約の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、申込みをしようとする 受注型企画旅行の名称、旅行開始日、会員番号その他の事項(以下次条において「会員番号等」といいます。)を当社に通知しなければなりません。

3. 第1項の申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱います。

4. 受注型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出て下さい。このとき、当社は可能な範囲内でこれに応じます。

5. 前項の申込に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担となります。

(契約締結の拒否) 第6条 当社は、次に掲げる場合において、受注型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

一 当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないとき。

二 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

三 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。

四 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

五 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは 暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

六 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

七 その他当社の業務上の都合があるとき。

(契約の成立時期) 第7条 受注型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込金を受取った時に成立するものとします。

2. 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。ただし、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

(契約書面の交付) 第8条 当社は、前条の定める契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。)を交付します。

2. 当社が受注型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

(確定書面) 第9条 前条第1項の契約書面において、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上 主要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 七日目に当たる日以降に受注型企画旅行契約の申込みがなされた場合にあつては、旅行開始日)までの 当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した書面(以下「確定書面」といいます。)を交付します。

2. 前項の場合において、手配状況の確認を希望する旅行者から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。

3. 第1項の確定書面を交付した場合には、前条第3項の規定により当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところにて特定されます。

(情報通信の技術を利用する方法) 第10条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、受注型企画旅行契約を締結しようとするときに旅行者に利用する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書 面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」といいます。)を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

2. 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル(専ら当該旅行者の用に供するものに 限ります。)に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

(旅行代金) 第11条 旅行者は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければなりません。

2. 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票へ旅行者の署名なして 契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。また、カード利用日は旅行契約成立日とします。

(契約内容の変更) 第12条 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます。)を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。

2. 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行前にあらかじめ当該事由が発生し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容 その他の募集型企画旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます。)を変更することができます。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

(旅行代金の額の変更) 第13条 受注型企画旅行を実施するに当たり利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金を(以下この条において「適用運賃・料金」といいます。)が、若しくは経済情勢の変更に伴い、受注型企画旅行の募集の際に明示した時点において有効なものととして公示されている適用運賃・料金と比べて、通常 想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合においては、当社は、その増額又は減額される 金額の範囲内で旅行代金の額を増加し、又は減少することができます。

2. 当社は、前項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に旅行者にその旨を通知します。

3. 当社は、第1項の定める適用運賃・料金の減額がなされることは、同項の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

4. 当社は、前条の規定に基づく契約内容の変更より旅行の実施に要する費用(当該契約内容の変更の ためにこの提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他に支払ひ、又はこれから 支払わなければならない費用を含みます。)の減少又は増加が生じる場合(費用の増加が、運送・宿泊 機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の設備不足が原因となること)による場合を除きます。)には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することができます。

5. 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金異なる旨を契約書面に記載した場合には、受注型企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することができます。

(旅行者の変更) 第14条 当社と受注型企画旅行契約を締結した旅行者は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。

2. 旅行者は、前項に定める当社の承諾を求めようとするときは、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに、当社に提出しなければなりません。

3. 第1項の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、旅行中の当該受注型企画旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

(旅行者の解除) 第15条 旅行者は、いつでも別表第1項に定める取消料を当社に支払って受注型企画旅行契約を解除することができます。通信契約を解除する場合においては、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票へ旅行者の署名なして取消料の支払いを受けます。

2. 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかわらず、旅行開始前取消料を支払うことな(受注型企画旅行契約を解除することができます。

一 当社によつて契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が別表第二上欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。

二 第13条第1項の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

三 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて 大きいとき。

四 当社が旅行者に対し、第十条第 一項の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。

五 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となつ たとき。

3. 旅行者は、旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを享受することができなくなったときは、第1項の規定にかかわらず、第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことな、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。

4. 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、前項の場合が当初の支払い、又はこれらから支払わなければならない費用に相当する金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

(当社の解除権—旅行開始前の解除) 第16条 当社は、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除することができます。

一 旅行者が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。

二 旅行者が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

三 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるときと認められるとき。

四 旅行者が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めるとき。

五 スキーを目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であつて契約の締結の際に明示したものが成就しないことが極めて大きいとき。

六 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。

七 通信契約を締結した場合であつて、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなかったとき。

2. 旅行者が第12条第 一項の契約書面に記載する期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日において旅行者が受注型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、旅行者は、当社に対し、前条第 一項に定める取消料に相当する額の違約料を支払わなければなりません。

(当社の解除権—旅行開始後の解除) 第17条 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明して、受注型企画旅行契約の一部を解除することができます。

一 旅行者が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。

二 旅行者が旅行を安全かつ円滑に実施するための派員その他の者による当社の指示への違反、これらその他者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を亂し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

三 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であつて、旅行の継続が不可能となつたとき。

2. 当社が前項の規定に基づいて受注型企画旅行契約を解除したときは、当社と旅行者との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

3. 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行者がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の支払ひ、又はこれらから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

(旅行代金の払戻) 第18条 当社は、第14条第3項から第5項までの規定により旅行代金が増額された場合又は前3条の規定により受注型企画旅行契約が解除された場合において、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に旅行者に対し当該金額を払い戻します。

2. 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合であつて、第14条第3項から第5項までの規定により旅行代金が増額された場合又は前3条の規定により通信契約が解除された場合において、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約に従つて、旅行者に対し当該金額を払い戻します。この場合において、当社は、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に旅行者に対し払い戻すべき額を通知するものとし、旅行者に当該通知を行った日をカード利用日とします。

3. 前2項の規定は第25条又は第28条第1項に規定するところにより旅行者又は当社が損害賠償 請求権を行使することを妨げるものではありません。

(契約解除後の帰路手配) 第19条 当社は、第17条第1項第1号又は第3号の規定により旅行開始後に受注型企画旅行契約を解除したときは、旅行者の求めに応じて、旅行者が当該旅行の出発地に居るために必要な旅行サービスの 手配を引き受けます。2. 前項の場合において、出発地に居るための旅行に要する一切の費用は、旅行者の負担とします。

(旅程管理) 第22条 当社は、旅行者の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努め、旅行者に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社が旅行者とこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

一 旅行者が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあるときと認められるときは、受注型企画旅行契約に従つた旅行サービスの提供を確保し受けられるために必要な措置を講じます。

二 前号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を必要とするときと認められるときは、代替サービスの手配を行います。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣意にかなうものであるよう努めます。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービス が当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めます等、契約内容の変更を最小限にとどめよう 努めますこと。

(当社の指示) 第23条 旅行者は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従わなければなりません。

(保護措置) 第25条 当社は、旅行中において、病氣、傷害等により保護を要する状態であると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが旅行者の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置にかかる費用は旅行者の負担とし、旅行者は当該費用を当社が指定する期日までに 当社の指定する方法で支払わなければなりません。

(当社の責任) 第26条 当社は、受注型企画旅行契約の履行に当たつて、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます。)が故意又は過失により旅行者に損害を与えたと きは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して二年以内当社に対し 通知がなかったときは、当該措置による費用は旅行者の負担とし、旅行者は当該費用を当社が指定する期日までに 当社の指定する方法で支払わなければなりません。

(当社の責任) 第26条 当社は、受注型企画旅行契約の履行に当たつて、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます。)が故意又は過失により旅行者に損害を与えたと きは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して二年以内当社に対し 通知がなかったときは、当該措置による費用は旅行者の負担とし、旅行者は当該費用を当社が指定する期日までに 当社の指定する方法で支払わなければなりません。

2. 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の 当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被つたときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

3. 当社は、手荷物について生じた第一項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日 から起算して、国内旅行にあっては14日以内に、海外旅行にあっては21日以内に当社に対し通知があったとき限り、旅行者1名につき15万 円を限度(当該故意又は重大な過失がある場合を除きます。))として賠償します。

(特別賠償) 第27条 当社は、前条第1項の規定に基づく旅行者の責任が生ずるか否かを問わず、別紙特別補償規程 定めるところにより、旅行者が受注型企画旅行参加中にその生命、身体又は手荷物の上に被つた一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。

2. 前項の損害は、当社が前条第1項の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度に於いて、当社が支払すべき前項の補償金は、当該損害賠償金とみなします。

3. 前項に規定する場合において、第一項の規定に基づく当社の補償金支払義務は、当社が前条第 一項の規定に基づいて支払うべき損害賠償金(前項の規定により損害賠償金とみなされる補償金を含みます。)に相当する額だけ縮減するものとします。

4. 当社が受注型企画旅行参加中の旅行者を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する募集 型企画旅行については、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。

(旅程保証) 第28条 当社は、別表第2上欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の各号に掲げる変更(運送・宿泊 機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の設備不足が発生したことによるものを除きます。))を除きます。)が生じた場合は、旅行代金に 同表下欄に記載する率を乗じた額以上の 変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払 います。ただし、当該変更について当社に第26条第 一項の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。

一次に掲げる事由による変更

イ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体确保安全確保のために必要な措置

二 第十六条から第十八条までの規定に基づいて受注型企画旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更

2. 当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者1名に対して一受注型企画旅行につき旅行代金に15% 以上の当社が定める率を乗じた額をもつて限度とします。また、旅行者1名に対して一受注型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。3. 当社が第一項の規定に基づき変更補償金を支払った後、当該変更によって当社に第二十七条第 一項の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、旅行者は当該変更に係る変更補償金を 当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額の旅行者が返還すべき変更補償金の額と相殺した残額を支払います。

(旅程保証) 第28条 当社は、別表第2上欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の各号に掲げる変更(運送・宿泊 機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の設備不足が発生したことによるものを除きます。))を除きます。)が生じた場合は、旅行代金に 同表下欄に記載する率を乗じた額以上の 変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払 います。ただし、当該変更について当社に第26条第 一項の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。

一次に掲げる事由による変更

イ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体确保安全確保のために必要な措置

二 第十六条から第十八条までの規定に基づいて受注型企画旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更

2. 当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者1名に対して一受注型企画旅行につき旅行代金に15% 以上の当社が定める率を乗じた額をもつて限度とします。また、旅行者1名に対して一受注型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。3. 当社が第一項の規定に基づき変更補償金を支払った後、当該変更によって当社に第二十七条第 一項の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、旅行者は当該変更に係る変更補償金を 当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額の旅行者が返還すべき変更補償金の額と相殺した残額を支払います。

(旅行代金の責任) 第29条 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被つたときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。

2. 旅行者は、受注型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の受注型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

3. 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一 契約書面と異なる旅行サービスが提供されたときも、旅行代金において速やかにその旨を当社、 当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

別表第1 海外旅行に係る取消料

旅行開始日の前日より起算して30日目にあたる日以降に解除する場合	ご旅行代金の20%
旅行開始日の前々日以降に解除する場合	ご旅行代金の50%
旅行開始後無連絡不参加の場合	ご旅行代金の100%

別表第2 変更補償

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1.契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2.契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行者の目的地的変更	1.0	2.0
3.契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 (変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
4.契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5.契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6.契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由 便への変更	1.0	2.0
7.契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8.契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9.前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0